



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次

### ○ 告示

- 44 地籍調査の成果の認証 (地域振興課)
- 45 " ( " )
- 46 " ( " )
- 47 " ( " )
- 48 " ( " )
- 49 " ( " )
- 50 " ( " )
- 51 " ( " )
- 52 " ( " )
- 53 " ( " )
- 54 " ( " )
- 55 " ( " )
- 56 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
- 57 " ( " )
- 58 " ( " )
- 59 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 60 生活保護法による医療機関の指定 ( " )
- 61 川辺町周辺土地改良区の役員の就退任 (農村計画課)
- 62 南紀用土地改良区の定款及び定款附属書役員規程の変更 ( " )
- 63 和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成17年和歌山県告示第1390号)の変更 (資源管理課)
- 64 新道路の供用開始 (道路保全課)
- 65 公有水面埋立て工事のしゅん功認可 (管理整備課)
- 66 海岸保全区域の指定 (漁港課)

### ○ 公告

- 和歌山県国際交流センターの指定管理者の指定 (文化国際課)
- 和歌山県民文化会館の指定管理者の指定 ( " )
- 和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センターの指定管理者の指定 (医務課)
- 和歌山県植物公園緑化センター及び根来山げんきの森の指定管理者の指定 (森林整備課)
- 護摩壇山森林公園の指定管理者の指定 ( " )

開発行為の工事の完了 (都市政策課)  
和歌浦漁港指定漁港施設の指定管理者の指定 (漁港課)  
和歌山県立近代美術館内レストランの業者募集 (教育委員会)

### ○ 諸報

拾得物件公告 (和歌山県御坊警察署長)

## 告 示

### 和歌山県告示第44号

和歌山県海草郡美里町鎌滝の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成18年1月17日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県海草郡美里町
- 2 調査を行った時期  
平成16年4月16日から平成17年9月30日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県海草郡美里町鎌滝の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県海草郡美里町鎌滝の一部地区
- 5 認証年月日  
平成18年1月4日

### 和歌山県告示第45号

和歌山県御坊市湯川町財部の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成18年1月17日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県御坊市
- 2 調査を行った時期  
平成16年5月6日から平成17年10月14日まで
- 3 成果の名称

和歌山県御坊市湯川町財部の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県御坊市湯川町財部の一部地区

5 認証年月日

平成18年1月4日

和歌山県告示第46号

和歌山県日高郡日高川町大字千津川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したのと同条第4項の規定により公告する。

平成18年1月17日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡日高川町

2 調査を行った時期

平成16年4月20日から平成17年11月2日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡日高川町大字千津川の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡日高川町大字千津川の一部地区

5 認証年月日

平成18年1月4日

和歌山県告示第47号

和歌山県日高郡日高川町大字千津川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したのと同条第4項の規定により公告する。

平成18年1月17日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡日高川町

2 調査を行った時期

平成16年4月20日から平成17年11月2日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡日高川町大字千津川の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡日高川町大字千津川の一部地区

5 認証年月日

平成18年1月4日

和歌山県告示第48号

和歌山県日高郡日高川町大字山野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したのと同条第4項の規定により公告する。

平成18年1月17日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡日高川町

2 調査を行った時期

平成16年4月20日から平成17年9月20日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡日高川町大字山野の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡日高川町大字山野の一部地区

5 認証年月日

平成18年1月4日

和歌山県告示第49号

和歌山県日高郡日高川町大字三佐の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したのと同条第4項の規定により公告する。

平成18年1月17日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡日高川町

2 調査を行った時期

平成16年4月19日から平成17年11月4日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡日高川町大字三佐の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡日高川町大字三佐の一部地区

5 認証年月日

平成18年1月4日

和歌山県告示第50号

和歌山県日高郡日高川町大字高津尾の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したのと同条第4項の規定により公告する。

平成18年1月17日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期  
平成16年4月19日から平成17年10月31日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡日高川町大字高津尾の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡日高川町大字高津尾の一部地区
- 5 認証年月日  
平成18年1月4日

和歌山県告示第51号

和歌山県日高郡日高川町大字船津の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成18年1月17日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期  
平成16年4月19日から平成17年10月31日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡日高川町大字船津の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡日高川町大字船津の一部地区
- 5 認証年月日  
平成18年1月4日

和歌山県告示第52号

和歌山県日高郡日高川町大字愛川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成18年1月17日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期  
平成16年4月16日から平成17年10月12日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡日高川町大字愛川の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡日高川町大字愛川の一部地区

5 認証年月日

平成18年1月4日

和歌山県告示第53号

和歌山県日高郡日高川町大字熊野川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成18年1月17日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期  
平成16年4月16日から平成17年10月12日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡日高川町大字熊野川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡日高川町大字熊野川の一部地区
- 5 認証年月日  
平成18年1月4日

和歌山県告示第54号

和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成18年1月17日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県西牟婁郡上富田町
- 2 調査を行った時期  
平成14年5月1日から平成16年3月17日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬の一部地区
- 5 認証年月日

平成18年1月4日

## 和歌山県告示第55号

和歌山県新宮市佐野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成18年1月17日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県新宮市
- 2 調査を行った時期  
平成15年5月10日から平成17年9月5日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県新宮市佐野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県新宮市佐野の一部地区
- 5 認証年月日  
平成18年1月4日

## 和歌山県告示第56号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年2月19日まで縦覧に供する。

平成18年1月17日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日  
平成17年12月19日
- 2 名称  
特定非営利活動法人木材資源リサイクルネットワーク
- 3 代表者の氏名  
出水正雄
- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山市雄松町6丁目15番地
- 5 従たる事務所の所在地  
和歌山市平尾837番地の14
- 6 定款に記載された目的  
この法人は、木材資源等を再利用する和歌山県民に対し協力しCo2排出削減に寄与し、又木材資源等を有効活用する事業を行い経済活動の活性化にも寄与する事を目的とする。

## 和歌山県告示第57号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年2月19日まで縦覧に供する。

平成18年1月17日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日  
平成17年12月19日
- 2 名称  
特定非営利活動法人ワープスマイル
- 3 代表者の氏名  
岡崎洋
- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山県日高郡印南町大字山口570番地
- 6 定款に記載された目的  
この法人は、介護福祉社会を迎え、身体不自由な人や、老人ホーム(施設)で生活している人に対して、洗髪、理美容をするための生活援助をすると共に、社会福祉に寄与することを目的とする。

## 和歌山県告示第58号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年2月22日まで縦覧に供する。

平成18年1月17日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日  
平成17年12月22日
- 2 名称  
特定非営利活動法人キャリア・ファシリテーター協会
- 3 代表者の氏名  
東正志
- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山県和歌山市神前37番地の2
- 6 定款に記載された目的  
この法人は、若年者から高齢者を含む職業社会での問題を抱える人々に対して、メンタルヘルス対策、キャリア形

成支援、能力開発支援、チャレンジ支援、インターンシップ支援、仕事と家庭の両立支援、起業支援等に関する事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと職業社会が抱える問題解決や雇用の促進に寄与することを目的とする。

より、南紀用土地改良区の定款及び定款附属書役員選任規程変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成18年1月17日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第59号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年1月17日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
橋医 74-12	南クリニック胃腸・肛門科	橋本市区脇4丁目215-1リ パークタウン橋本サティ2F	平成 17.11.30

和歌山県告示第63号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第7項の規定に基づき、和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成17年和歌山県告示第1390号)の一部を平成18年1月1日付けで変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により、次のように公表する(「次のように」を省略し、農林水産部水産局資源管理課、海草振興局農林水産振興部農林水産課、有田振興局農林水産振興部農林水産課、日高振興局農林水産振興部農林水産課、西牟婁振興局農林水産振興部農林水産課及び東牟婁振興局農林水産振興部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)

平成18年1月17日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第60号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年1月17日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	名称	所在地	指定年月日
橋医 84-17	林耳鼻咽喉科	橋本市区脇1丁目1番2号	平成 17.12.1
橋医 85-17	南クリニック胃腸・肛門科	橋本市区脇4丁目7番6号	平成 17.12.6
那医 200-17	いのうえともゆきクリニック	那賀郡岩出町備前42ブチ ツール1-D	平成 18.1.26

和歌山県告示第64号

平成10年和歌山県告示第863号(道路の区域変更)で区域変更した道路のうち和歌山市岩橋字高柳268番3番地先から同市栗栖字徳井3番12地先までの延長915.00メートルについては、平成18年1月17日から供用を開始する。

平成18年1月17日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第61号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、川辺町周辺土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成18年1月17日

和歌山県知事 木村良樹

1 就任した役員

職名 氏名 住所  
理事 笹朝一 日高郡日高川町大字佐井205番地1

2 退任した役員

職名 氏名 住所  
理事 阪本信夫 日高郡日高川町大字玄子110番地

和歌山県告示第65号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、同条第3項の規定により、関係図書を新宮市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧に供する。

平成18年1月17日

新宮港港湾管理者和歌山県

代表者

和歌山県知事 木村良樹

1 しゅん功認可を受けた者

- (1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
- (2) 名称 和歌山県
- (3) 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号

和歌山県告示第62号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に

(4) 代表者氏名 和歌山県知事 木村良樹

2 埋立区域

(1) 位置 第1工区

和歌山県新宮市佐野字上地2116番から同市佐野三丁目2090番24を経て同市佐野字秋津野2090番1に至る間の地先公有水面

(2) 区域 第1工区

次の各地点を順次に結んだ線及び⑩の地点と⑪の地点を結ぶ線に囲まれた区域

⑩の地点 工業用地防波護岸南端隅角部の上部工の設標(北緯33度40分44.885秒、東経135度58分35.267から184度38分50秒 362.44メートルの地点

③の地点 ⑩の地点から 19度05分16秒 290.00メートルの地点

④の地点 ③の地点から109度05分16秒 99.92メートルの地点

⑪の地点 ④の地点から199度05分16秒 290.00メートルの地点

(3) 面積 第1工区 28,977.93平方メートル

3 埋立地の用途

ふ頭用地

4 公有水面埋立免許の年月日及び番号

平成9年12月1日和歌山県指令8港第463号

5 しゅん功認可年月日 平成18年1月6日

和歌山県告示第66号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成18年1月17日

和歌山県知事 木村良樹

1 海岸の名称

和歌山県紀州灘沿岸塩津漁港海岸

2 指定場所

和歌山県海南市下津町塩津地先

3 点の位置

ア 北緯34度08分00秒1831 東経135度10分08秒0956の地点

イ 北緯34度08分03秒2102 東経135度10分19秒2284の地点

ウ 北緯34度07分57秒2419 東経135度10分26秒7142の地点

エ 北緯34度07分53秒3598 東経135度10分24秒6596の地点

オ 北緯34度07分50秒2415 東経135度10分28秒5698の地点

カ 北緯34度07分47秒1698 東経135度10分24秒2772の地点

キ 北緯34度07分48秒5284 東経135度10分10秒3468の地点

ク 北緯34度07分51秒0691 東経135度10分08秒2346の地点

ケ 北緯34度07分55秒5687 東経135度10分10秒1398の地点

ア' 北緯34度08分01秒9990 東経135度10分14秒7738の地点

イ' 北緯34度07分52秒7259 東経135度10分12秒8290の地点

ウ' 北緯34度07分51秒6105 東経135度10分20秒5195の地点

エ' 北緯34度07分59秒2637 東経135度10分24秒1792の地点

4 指定区域

ア、ア'、イ'、ウ'、エ'、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ線により囲まれた区域

公 告

公 告

和歌山県国際交流センター設置及び管理条例(平成17年和歌山県条例第63号)附則第2項の規定により、和歌山県国際交流センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成18年1月17日

和歌山県知事 木村良樹

1 指定管理者 財団法人和歌山県国際交流協会

和歌山県和歌山市手平二丁目1番2号

2 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

公 告

和歌山県民文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第62号)附則第2項の規定により、和歌山県民文化会館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成18年1月17日

和歌山県知事 木村良樹

1 指定管理者 財団法人和歌山県文化振興財団

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

2 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

公 告

和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センターの設置及び管理条例(平成17年和歌山県条例第71号)附則第2項の規定により、和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成18年1月17日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 指定管理者 社団法人和歌山県歯科医師会  
和歌山県和歌山市築港一丁目4番地の7
- 2 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

公 告

和歌山県植物公園緑花センター設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第75号)附則第2項及び根来山げんきの森設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第77号)附則第2項の規定により、和歌山県植物公園緑花センター及び根来山げんきの森の指定管理者を次のとおり指定した。

平成18年1月17日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 指定管理者 わかやま公園管理協会  
(代表となる団体)  
社団法人わかやま森林と緑の公社  
和歌山県和歌山市和歌浦西二丁目1番22号  
(構成員)  
特定非営利活動法人根来山げんきの森倶楽部  
和歌山県和歌山市楠右衛門小路1番地
- 2 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

公 告

護摩壇山森林公園設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第76号)附則第2項の規定により、護摩壇山森林公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成18年1月17日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 指定管理者 田辺市  
和歌山県田辺市新屋敷町1番地
- 2 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成18年1月17日

和歌山県知事 木村良樹

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	紀の川市貴志川町丸柵字一ノ坪 1109番、1110番、1112番、1113番、1114番、1115番、1116番1、1117番1、1117番2、1117番5、1119番1
許可を受けた者の住所及び氏名	東京都荒川区西日暮里2-27-5 株式会社ダイナム 代表取締役 佐藤公平

公 告

和歌山県漁港管理条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第85号)附則第2項の規定により、和歌浦漁港指定漁港施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成18年1月17日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 指定管理者 有限会社ベイサイド和歌浦  
和歌山県和歌山市新和歌浦5番23号
- 2 指定の期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

公 告

和歌山県立近代美術館内レストランの業者募集について、コンペティション方式により業者選定を行うので公告する。

平成18年1月17日

和歌山県教育委員会教育長 小関洋治

- 1 事業場所  
和歌山市吹上一丁目4番14号  
和歌山県立近代美術館 2階
- 2 募集条件等
  - (1) 継続した運営が可能であること。
  - (2) 不測の事態等が生じたときに、十分な対応及び体制がとれること。
  - (3) 社員の教育、研修等を十分に行い、接客マナー等の向上に努めること。
  - (4) 美術館の保存環境に影響を及ぼさないよう、衛生管理面の徹底を図ること。
  - (5) 消防法を遵守し、防災及び安全対策には、特に配慮すること。
  - (6) 営業時間は、午前10時から午後9時までを目途とし、休業日は、館の休業日とすること。
  - (7) メニューは、公共施設としての内容と料金を考慮し、美術館にふさわしい特色をもたせたものとする。
- 3 使用料及び使用許可期間
  - (1) レストランの施設使用料は、和歌山県使用料及び手数料条例に基づくものとする。ただし、レストランの運営

に係るすべての経費は、業者負担とする。

- (2) 使用期間は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1か年間とする。

なお、使用許可の更新を受けようとするときは、使用許可期間満了の日の1か月前までに、教育財産使用許可申請書を提出のうえ、許可を受けるものとする。

4 募集要項縦覧期間及び場所

- (1) 期間 平成18年1月17日(火)から平成18年1月31日(火)までの休館日(1月23日(月)及び30日(月))を除く午前10時から午後5時まで

- (2) 縦覧場所 和歌山市吹上一丁目4番14号  
和歌山県立近代美術館 総務課

5 説明会

- (1) 日時 平成18年2月2日(木)午後2時から

- (2) 開催場所 和歌山市吹上一丁目4番14号  
和歌山県立近代美術館 会議室  
電話番号 073-436-8690

ファクシミリ番号 073-436-1337

- (3) その他 説明会への参加希望者は、事前に和歌山県立近代美術館まで連絡すること。

6 事業計画書の提出

レストラン運営にあたり、独自のアイデア(メニュー、料金、集客方法)等についての事業計画書を提出すること。

- (1) 提出期間 平成18年2月10日(金)から2月16日(木)までの休館日(2月13日(月))を除く午前10時から午後5時まで

- (2) 提出場所 和歌山県立近代美術館 総務課

- (3) 提出方法 提出期間内に直接持参又は郵送により提出すること。ただし、提出期間内の消印が押印されているものは、有効とする。

7 その他

業者選定に当っては、選定委員により資力、信用、技能等についての書類審査及び面談等により決定する。

諸 報

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成18年1月17日

和歌山県和御坊警察署長 柏木 忠彦

物 件 (種類及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
現金106,451円 (財布に在中)	平成 17年12月6日	日高郡美浜町 和田(路上)